

共同善への自由

- トマス・アキナスにおける自然法の射程 -

佐々木 亘 (鹿児島純心女子短期大学)

wataru@juntan.k-junshin.ac.jp

1. はじめに

アリストテレスの『政治学』を引用するまでもなく、人間は社会的な動物であり、我々の生活は、様々な「共同」によって成立している。多くの局面で有無を言わさぬ速度で展開している「グローバル化」もまた、見方を変えるならば、「地球」という「共同体」をめぐる運動として捉えることも可能であろう。

その一方、現在、いわゆる「共同体の崩壊」が様々な場で問われており、共同体の意味そのものが変質しようとしている。たとえば、家庭などの共同体において、「一緒に食卓を囲む」ということは非常に重要な意味を有していると言えよう。しかし、本発表者が係わった共同研究によると、「ひとりで食事をする」という「孤食」に対する抵抗感は若年層において減じる傾向にあり、高校生での6割以上が孤食に抵抗を持たず、そのうち家族全員での食事を望んでいるのは約3分の1に過ぎない(佐々木 2003a, 133)。

共同体を取り巻く危機的な状況は、「共同体」よりも「個」を、「共同善(bonum commune)」よりも個々の「個別的な善」を優先させることに由来していると言えよう(佐々木 1999, 37)。しかし、個々の人間は、その人格において個別的であり、それぞれ「自由の主体」である。では、そもそも人間の個別的な「自由」は、「共同善」に対して、本来、どのように関係づけられているのであろうか。

社会倫理学は本質的な仕方で共同善に係わっているが(山田 2004, 68-70)、現在に至るまでその思想の核心に位置する人物の一人が、トマス・アキナスであると考えられる。トマスの思想の特徴は、何よりも「運動(motus)」という仕方で、人間そのものを捉えようとしている点にある(佐々木 2005, 3-14)。本発表者は、「個としての超越性」と「共同体としての普遍性」の双方からトマスの人間論を研究しており、このうち前者に関しては、2003年、京都大学から文学博士の学位を取得し、出版するに至った(佐々木 2005)。今回は、「自由の普遍性と正義の超越性 - トマス・アキナスにおける人間論の展望 - 」という科学研究費補助金(基盤研究C)での研究課題に基づき、「人間の運動における能動と受動」という観点から、「自由」と「共同善」の関係を探っていきたい。

2. 自由における能動と受動

トマスは、その主著である『神学大全』の第二部で、人間に関する倫理的考察を展開し、

その冒頭の個所で、人間を「自らのはたらきの主(suorum actuum dominus)」として位置づけ、倫理的考察の対象を人間がその主であるところの「人間的行為」に限定している(S.T. I-II, q.1, a.1, c.)。この人間的行為は「目的(finis)」のために成立しているが、諸目的における意図の秩序の根源となるものが「究極目的(ultimus finis)」であるから(S.T. I-II, q.1, a.4, c.), 人間は、「究極目的への運動における主」に他ならない。人間とは、自らの主権のもとに、究極目的という自らを越えた「完全性」へと歩む者なのである。

人間は自らのはたらきの主であり、自らの主権のもとに、自己の行為を自由に方向づけることができる。しかし、「主(dominus)」という言葉は、トマスにおいて、「僕(servus)」のようなその主権に従属する者との関係に基づいて用いられている以上、「はたらきの主」の場合も、そこに僕との関係が認められなければならない。そして、人間が主であるところの「人間的行為」は、「人間が自分自身を動かす」という「能動」の仕方でも、「人間が自分自身によって動かされる」という「受動」の仕方でも観られ得る(S.T. I-II, q.1, a.3, c.)。したがって、「動かす自己」と「動かされる自己」との「能動と受動の関係」に基づいて、自己の行為に対する主権は成立しているのである(佐々木 2005, 126-134)。

人間は、「自らによって自らを動かす」という仕方で、究極目的へと向かっており、このような「能動と受動の関係」が、人間的行為を様々な仕方で態勢づけることになる。例えば、人間の「意志(voluntas)」はそれによって自らのはたらきへと良く態勢づけられるところの、何らかの「習慣(habitus)」を必要としているが(S.T. I-II, q.50, a.5, c.), 人間的行為とは、そこに「自らのはたらきに関する能動と受動の根源(principium activum et passivum sui actus)」が存するところの能動者によって為される行為である以上、かかる「動かされて動かすというはたらきの根源」に関して、そこに何らかの習慣が生ぜしめられ得る(S.T. I-II, q.51, a.2, c.)。

自己の行為に対する主権が「能動と受動の構造」に基づいている以上、まさに構造的な仕方で、究極目的への運動は、「習慣」を通じて「具体化」される。では、その場合、人間の自由はどのように捉えられるのであろうか。トマスは、「新法(lex nova)」の内容について論じている個所で、「自由な者とは、自らを原因づける者(liber est qui sui causa est)」であり、「自らによって」行為する者が、或ることを「自由に」為す以上、人間は、「自らの自然本性に適合する習慣によって為す(agit ex habitu suae naturae convenienti)」ところのことを、「自らによって為す(ex seipso agit)」のに対し、もし、習慣が自然本性に背馳するならば、人間は、自らがそれであるところのものに即してではなく、自らが招来した何らかの「腐敗(corruptio)」に即して為すのであると言っている(S.T. I-II, q.108, a.1, ad 2)。

「自由」とは、自らを原因づけることであり、自らのよって行為することに他ならない。しかるに、トマスによると、自らの自然本性に適った習慣に基づく行為が、自らによる、自らを原因づける行為であり、自由な行為であるということになる。即ち、「自らの自然本

性に適合する習慣によって」動かされる場合にのみ、本来、人間は「自らによって動かす」わけである。

3．自己統率における能動と受動

確かに、人間は自らのはたらきの主であり、自己の行為を自由に方向づけることができる「自由の主体」である。しかるに、この場合の「自由」とは、厳密には行為の「選択」における自由であり、それは「目的」そのものではなく「目的へのたて」に係わっている（S.T.I, q. 82, a. 1, ad 3）。その一方、「或るものに自然本性的かつ不動な仕方適合するものは、他のすべての基礎であり根源」であるから、「意志は必然に基づいて至福（beatitudo）である究極目的に密着していなければならない」（S.T.I, q. 82, a. 1, c. ）。

究極目的への欲求は、人間の主権や自由の前提であるとしても、その対象ではない。この点は、自由の意味を考えるにあたり、非常に重要であると思われる。人間の自由とは、あくまで、「究極目的への運動における自由」である。

したがって、人間の自由は究極目的への方向性に即して成立しており、この方向性に反するような自由は、厳密には「自らが招来した何らかの腐敗」を意味している。そして、この方向性は、「自らの自然本性に適合するか否か」という仕方で捉えられるところの傾きであり、この「傾き」に即して「法（lex）」は位置づけられる。

トマスによると、はたらきの何らかの「規則（regula）」や「基準（mensura）」となるものが「法」であり（S.T.I-II, q. 90, a. 1, c. ）、その中でも人間的な行動の第一の根源となるのが「自然法」（lex naturalis）である（S.T.I-II, q. 94, a. 1, ad 2）。自然法とは、統率理念である「永遠法」（lex aeterna）の分有であり、「それによって然るべきはたらきや目的への自然本性的な傾きを有するところの、永遠なる理念」の分有に他ならない（S.T.I-II, q. 91, a. 2, c. ）。

人間が自らのはたらきの主であるということは、究極目的への運動において、自らの主権のもとに自らを目的へと動かすことを意味している。即ち、自らを究極へと導くという、「自己統率」に即して、人間の主権は成立しているのである。そして、この統率を方向づけるところのものが自然法である。したがって、「自らの自然本性に適合する習慣によって為す」ということは、「然るべきはたらきや目的への自然本性的な傾き」に即して動かされることによって可能になる。自らによって自らを動かすという自己統率は、自然法のもとに、本来の「自由」へと導かれるのである。

4．共同善への運動における能動と受動

では、自らを究極へと導く「自己統率」は、どのような仕方で「共同善」へと結びつくのであろうか。トマスは、「法の本質」について論じている個所で、実践理性に係わる実践的なものにおける第一の根源は「究極目的」であるから、「法は、最高度に、至福へと存す

る秩序づけに関係しなければならない」とする一方、「すべての部分は全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられており、一人の人間は、完全な共同体の部分であるから、法は、本来、共通の幸福への秩序づけに関係することは必然」であり、「すべての法は共同善へと秩序づけられる」と結論している（S.T.I-II,q.90,a.2,c.）。

法は至福である究極目的への秩序づけに係わるが、個々の人間は共同体の部分として位置づけられるから、同時に法は共通の幸福である共同善への秩序づけに係わらなければならない。問題は、「すべての部分は全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられており、一人の人間は、完全な共同体の部分である」ということの解釈であろう。

確かにすべての人間は、至福という一つの究極目的へと秩序づけられており、究極目的への欲求は必然的である。その一方、究極目的への運動そのものは、個々人の主権のもとに成立しており、個別的である。では、「究極目的への個別的な運動」を「共同善への普遍的な運動」へと結びつけるものは何であろうか。

人間は、人間である限り、共同体的な性格を有しており、そのため、自然法がそれに即するところの自然本性的な傾きそのもののうちに、「共通の幸福への秩序づけ」が認められる。しかしながら、「究極目的への個別的な運動」が、単なる能動的な運動ではなく、「自らによって自らを動かす」という「能動と受動」に基づく運動であることを、そして、かかる「能動と受動」に基づくことなしに人間は自らを統宰することはできないということを確認するならば、「究極目的への個別的な運動」が、いわば必然的な仕方では「共同善への普遍的な運動」へと展開されることの意味がより明らかになるのではないだろうか。

そもそも、「自らによって自らを動かす」といっても、「動かす自己」も「動かされる自己」も、自分自身に他ならない。そして、本来複数の人間の間で成立している主従関係を自己のうちに見出すことができるという点に、人間の主権の内実が示されていると言える。人間は、あたかも自己を二つに分けるような仕方では目的へと運動している。人間にとって自己の内部における「能動と受動の構造」こそ、自己を動かす「根源」である。

しかし、この「能動と受動」は、自己のうちに見出される限り、決して本来的な関係ではない。むしろ、他者との関係において「動かし、動かされる」ことこそ、運動として本来的である（佐々木 2004b,111-112）。同様に、「自らによって自らを動かす」という仕方では究極目的へと向かうよりも、「他者との関係において動かし動かされる」という仕方では究極目的へと向かうことの方が、より本来的な、その意味でより完全な運動であると思われる。しかるに、他者との関係において捉えられるところの「究極目的」とは、「共通の究極目的」であり、「共通の幸福」であり、「共同善」である（佐々木 2002,63-65）。したがって、「究極目的への個別的な運動」は「共同善への普遍的な運動」へと、「不完全なものが完全なものに対するように」、本来秩序づけられるわけである。

結び 共同善への自由

人間の自由は、究極目的への運動における自由であり、「自らの自然本性に適合する」という仕方では、共同善へと関係づけられる。この点を確認することは、今後、非常に重要な意味を有しているように思われる。たとえば、自然法という観点から捉える限り、私的所有権を共同善から切り離して主張することは不可能である（佐々木 2004 a ,91-93）。我々が自由を問題にする場合、そこでは本来、共同善への自由が求められている。トマスの自然法論が有する現在的な意味は、まさにこの「共同善への秩序づけ」にあると言える。

しかるに、この秩序づけは、単なる能動でも、受動でもなく、あくまで「能動と受動」の関係に基づいている。それゆえ、「自由」の意味は、その能動的な側面だけではなく、受動的な側面からも捉えることが可能である。そして、この「自由における受動性」が、「共同善への秩序づけ」を現実化させると言えよう。単なる能動性だけでは、部分の全体への秩序づけは機能しない。むしろ、他者との関係において、共同体という全体への関係づけにおいて、個々の「自由」を「共同善」へと秩序づけることは、「動かされる」という「受動性」に即して現実化されるのであり、逆に、かかる「受動性」に基づいて、個としての「主体性」や「能動性」は正当に機能し得ると考えられる。

「受動性」という視点が、共同体における人間の自由を確立させる。「何によって動かされているか」という点から、個の自由は共同体において正当な位置を主張することができる。共同善への運動に即してのみ、個は共同体へと、「不完全なものが完全なものに対してのように秩序づけられる」ことが可能になるわけである。

本稿で用いたテキストは、次の通りである。

Thomas Aquinas, *Summa Theologiae* (以下, S.T.と略す), ed. Paulinae, Torino, 1988.

参考文献

Brown, O. J. 1981. *Natural Rectitude and Divine Law in Aquinas: An Approach to an Integral Interpretation of the Thomistic Doctrine of Law*, Toronto: Pontifical Institute of Mediaeval Studies.

Davies, B. 1992. *The Thought of Thomas Aquinas*, Oxford: Clarendon Press.

Eschmann, I. T. 1997. *The Ethics of Saint Thomas Aquinas Two Courses*(Etienne Gilson Series 20), Toronto: Pontifical Institute of Mediaeval Studies.

Gilby, T. 1958. *The Political Thought of Thomas Aquinas*, Chicago: The University of Chicago Press.

Gordon, B. 1975. *Economic Analysis before Adam Smith: Hesiod to Lessius*, London: The

Macmillan.

Lisska, A. J. 1996. Aquinas's Theory of Natural Law: An Analytic Reconstruction , Oxford: Clarendon Press.

Morrall, J. B. 1958. Political Thought in Medieval Times, London: Hutchinson.

Mulgan, R. G. 1977. Aristotle's Political Theory: An Introduction for Students of Political Theory, Oxford: Clarendon Press (repr.1986).

O'Connor, D. J. 1967. Aquinas and Natural Law (New Studies in Ethics), London-Melbourne-Tronto: Macmillan.

Saunders, T. J. 1995. Aristotle, Politics books I and II: Translated with a Commentary (by Saunders, T. J.), Clarendon Aristotle Series, Oxford: Clarendon Press.

Schumpeter, J. A. 1954(repr. 1972), History of Economic Analysis, London: Allen & Unwin.

Sigmund, P. E. 1971. Natural Law in Political Thought, Washington, D. C.: University Press of America.

Stump, E. 2003. Aquinas (Arguments of the Philosophers), London-New York: Routledge.

五百旗頭真治郎, 2002 『キリスト教所有権思想の研究』, 南窓社 .

稲垣良典, 1990 『トマス・アキナス哲学の研究』 創文社.

佐々木亘, 1999 「共同体と個の完成 - トマス・アキナスにおける自然法論の可能性 - 」 『経済社会学会年報』 21 : 31-37.

佐々木亘, 2002 「トマス・アキナスにおける正義と究極目的 - 正義の超越性をめぐって - 」, 『経済社会学会年報』 24 : 60-66 .

佐々木亘, 2003 a 「共同善としての食 - トマス・アキナスの共同善思想を手がかりにして - 」 『日本カトリック神学会誌』 14:133-154.

佐々木亘, 2003 b 「五百旗頭真治郎『キリスト教所有権思想の研究』南窓社, 2002 年, 314 頁」, 『日本の神学』 42 : 147-151 .

佐々木亘, 2004 a 「所有とは何か - トマス・アキナスの所有権論をめぐって - 」, 『経済社会学会年報』 26 : 89-95.

佐々木亘, 2004 b 「他者とは何か - トマス・アキナスにおける正義論の視点 - 」, 『いしづみ・第100回鹿児島哲学会記念論文集』 106-113.

佐々木亘, 2005 『トマス・アキナスの人間論 - 個としての人間の超越性 - 』, 知泉書館 .
高橋誠一郎, 1929 『経済学前史』 (1993 『経済学前史 - 高橋誠一郎経済学史著作集第一巻』 創文社) .

野尻武敏, 2000 「所有制の自然法的基礎」 『社会と倫理』 8 : 29-65.

山田秀, 2004 「共同善 - 伝統的自然法論ないし社会倫理学におけるその概念と機能をめぐって - 」, 『経済社会学会年報』 26 : 67-79.